

福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び 被害者支援等に関する条例（案）について【概要】

1 条例制定の背景

インターネットを利用した人権侵害は、多種多様な方法であらゆる分野において発生しており、またその拡散性と内容の真偽の確認不足を背景に、新たな行為者を生み出す構図となっており、誰もが被害者にも行為者（加害者）にもなる可能性があります。

全国的には個人に対する誹謗中傷や差別言動などにより、身体や命の危険にさらされる事例も発生しています。

本市においても被差別部落の地名が書き込まれたり、街並みを映した動画が投稿されたりする事例が発生し、その状況は、本市においても例外ではありません。

この状況を踏まえ、インターネット上の人権侵害に対応するとともに被害を未然に防止するための条例制定が必要です。

2 条例制定のねらい

本条例の制定により「福知山市人権尊重推進条例」に定める全ての市民の人権が等しく尊重された社会の実現につなげます。

- ① インターネット上の人権侵害に対するより明確な本市の姿勢を示す
- ② インターネット上の人権侵害に対する具体的な手法の規定
- ③ インターネット上の人権侵害の未然防止及び被害者支援

3 条例の構成

第1条 目的	条令の目的について定めています。
第2条 用語の定義	条例中の用語の定義について定めています。
第3条 理念	条例の基本理念について定めています。
第4条～第7条 関係者の責務 連携・協力	市、市民、事業者等の責務と連携協力について定めています。
第8条～第11条 基本的な施策	条例の目的を達成するための施策について定めています。 <ul style="list-style-type: none">・幅広い年代に応じたネットリテラシーの教育・啓発を実施・被害者の不安不利益の解消等を図るための支援窓口の整備、広報の実施・行為者に対しての相談、助言、情報提供、指導等を実施
第12条 広報	誹謗中傷等の問題に関する市民及び事業者の理解を深めるための広報の実施について定めています。
第13条 意見表明	インターネット上の不当な差別的言動に関する侵害情報の拡散や新たな差別の抑止をするため、市の意見表明について定めています。
第14条 削除の要請	インターネット上での不当な差別的言動に対する削除の要請について定めています。削除要請を行うことで差別的言動の拡散を防止します。
第15条 説示又は助言	インターネット上での不当な差別的言動の行為者に対する説示・助言について定めています。
第16条 委任	条令の施行に関し、必要事項を別に定めることとしています。